

土浦市高齢者と子供のふれあい事業費補助について

高齢者と子供のふれあい事業費補助概要 P. 1～P. 3

1 目的

高齢者クラブと子供との世代間交流を推進することにより、高齢者の生きがいを高めるとともに児童等の健全育成を図ることを目的としています。

2 補助金額

- (1) 1クラブ単独実施の場合 年額 50,000円まで
- (2) 複数クラブ合同実施の場合 年額150,000円まで

3 補助対象事業

- | | |
|----------------|-------------|
| ①郷土玩具製作と遊び方の普及 | ⑦民話の伝承 |
| ②民芸品の製作伝承 | ⑧郷土芸能の伝承 |
| ③ふれあい史跡探訪会 | ⑨ふるさと料理の伝承 |
| ④ふれあいふるさと塾 | ⑩ふれあいスポーツ活動 |
| ⑤ふれあい作品展 | ⑪ふれあい農園 等 |
| ⑥ふれあいクリーン活動 | |

(1) 1クラブ単独実施の場合

上記の補助対象事業2種類以上を**高齢者クラブが主催となって**年度内に2回以上実施すること。

(2) 複数クラブ合同実施の場合

複数クラブ合同にて、上記の補助対象事業を**高齢者クラブが主催となって**年度内に2回以上実施し、いずれかのクラブが上記の補助対象事業2種類以上を年度内に4回*以上実施すること。

* 合同実施する回数を含む回数

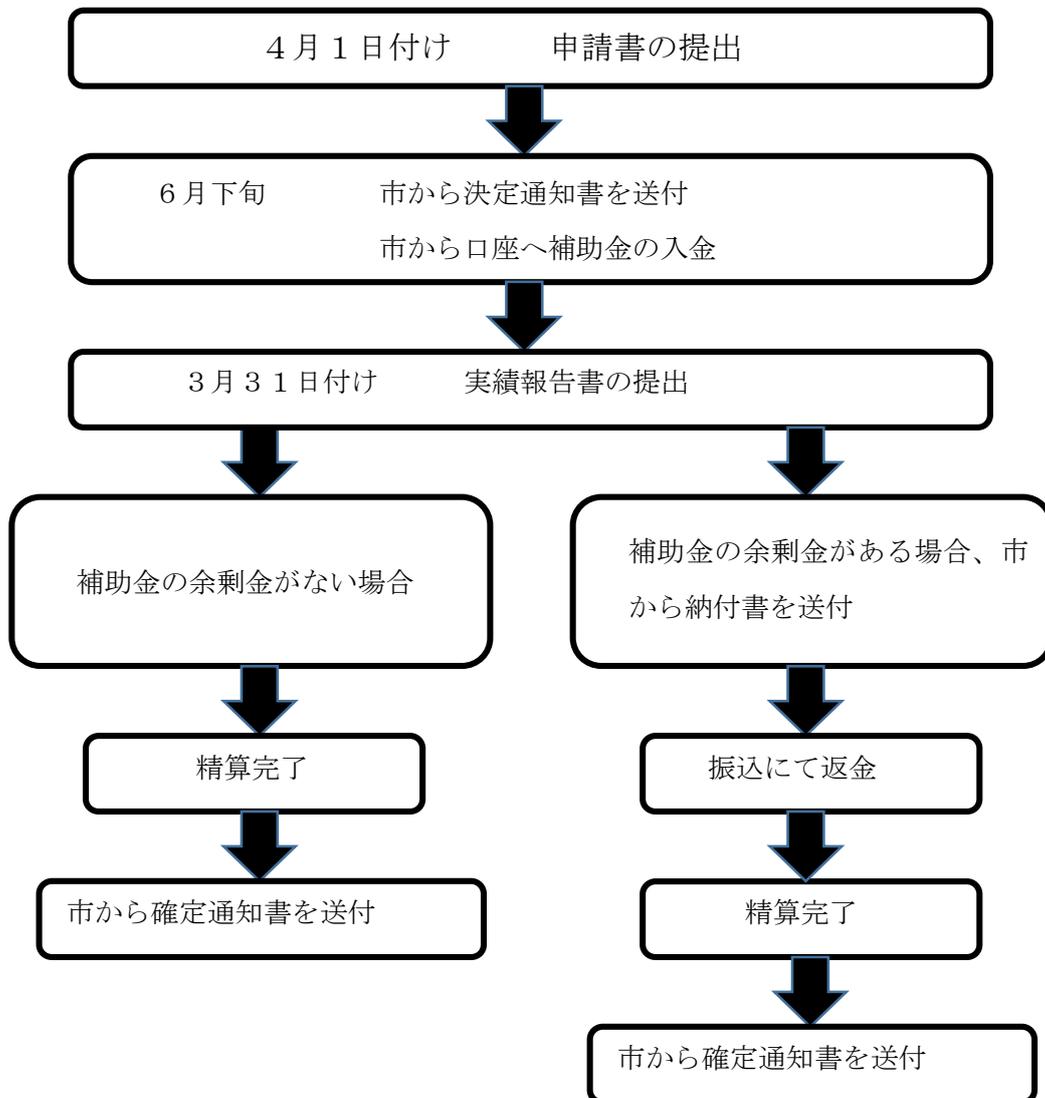
4 補助対象経費

次の(1)～(4)等の補助対象事業実施に必要な経費

- (1)報償費（講師謝礼等）
- (2)需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費等）
- (3)役務費（手数料、通信費等）
- (4)使用料及び賃借料（会場使用料等）

5 留意事項

- (1)「1クラブ単独実施」と「複数クラブ合同実施」を重複して申請することはできません。
- (2)補助対象経費に係る領収書や会計簿等は、事業終了後5年間の保管をお願いします。
- (3)年間の事務の流れ



6 各書類の提出について

(1) 提出日

令和7年度第1回地区委員会(4月開催予定)にて、ご提出をお願いいたします。なお、当日に提出できない場合には、4月28日までに市高齢福祉課へご提出ください。

(2) 提出書類

① 令和6年度実績報告書等

実績報告書、概算払清算書、事業実施報告書、事業活動記録、
収支決算書

※活動時の写真等があれば添付をお願いいたします。

② 令和7年度補助金交付申請書等

交付申請書、概算払請求書、事業計画書、収支予算書

③ 提出時に持参するもの

補助金の振込口座通帳のコピー、提出書類作成印(訂正印)

【申請書類等のダウンロードについて】

- 申請書類等は市高齢福祉課窓口で配布していますが、市ホームページから様式をダウンロードすることもできます。

(ダウンロードの方法)

- 1 土浦市ホームページにアクセス。
<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/>
- 2 ホームページ内の Google 検索又はキーワード検索で「高齢者クラブ補助金」と入力して検索。
- 3 検索結果の中から「土浦市高齢者クラブ補助金について」を選んでクリック。
- 4 表示されたページの下部にある「関連ファイルダウンロード」の一覧から該当書類を選択してダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

土浦市保健福祉部高齢福祉課高齢福祉係
〒300-8686 土浦市大和町9-1
TEL. 029-826-1111(内線 2480)